

地方独立行政法人愛知県美術館機構のあらまし

(目的)

この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）に基づき、愛知県における芸術文化の拠点として、美術館を設置して、美術及び陶磁（陶磁文化及び産業に関するものを含む。）に関する作品その他の資料（以下「美術品等」という。）について、収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する教育普及事業、調査研究等を通じて、芸術文化の振興を図り、学術の発展及び県民の文化と教養の向上に寄与することを目的とする。（定款第 1 条）

(設立)

- ・法人の設立団体は、愛知県とする。（定款第 3 条）
- ・法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。（定款第 5 条）

(業務の範囲)

法人は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。（定款 16 条）

- (1) 美術館を設置すること。
- (2) 美術品等を収集し、保管して公衆の観覧に供すること。
- (3) 美術品等に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- (4) 第 2 号、第 3 号の業務に関連する教育及び普及の事業（陶芸実習室の利用を含む。）を行うこと。
- (5) 第 2 号、第 3 号及び第 4 号の業務に関連する調査研究を行うこと。
- (6) 美術品等に係る電磁的記録を作成し、公開すること。
- (7) 美術品等を貸し出すこと。
- (8) 他の美術館、博物館、学校、学会その他の関係機関と連携し、及び協働すること。
- (9) 第 1 号の美術館を、芸術文化の振興を図り、学術の発展及び県民の文化と教養の向上に寄与することを目的とする事業の利用に供すること。
- (10) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。